

ドイツにおける退職勧奨と疾病時の賃金継続支給に関する裁判実務

【講師】

ベッティナー・ブーバツハ氏（連邦労働裁判所裁判官）

「合意解約とフェアな交渉の原則」

リヒャルト・フィーツェ氏（ベルリン労働裁判所裁判官）

「第1審裁判所における賃金継続支給の法実務」

参加
無料

【日時】 2025年10月12日（日）14:00～17:00

【会場】 熊本学園大学 図書館地下AVホール（対面のみ）

【言語】 ドイツ語（逐次通訳有り） **※事前申し込み必要**

【締切】 2025年10月10日（金）

〈概要〉

退職勧奨について、ドイツでは、使用者の退職勧奨に基づき、不本意ながら退職届を提出した労働者の撤回権が認められるかが問題となっており、従来、撤回権は容易に認められてこなかったが、最近の判例では「公正な交渉」が行われたかが重視されるようになっている。

疾病時の賃金継続支給とは、有給で6週間病気休暇を取得できるという制度であり、日本には存在しない。濫用的な利用が問題となってきたが、最近ではメンタルヘルス事案において、新たな裁判例の蓄積が見られる。講演では、よく似ている点として、退職勧奨に関する法理を取り上げ、異なる点として、疾病時の賃金継続支給法を取り上げる。



【申し込み方法】 氏名（フリガナ）、携帯番号、メールアドレスを明記のうえ sankei@kumagaku.ac.jp までメールにてお申し込みください。

【問い合わせ先】 熊本学園大学附属産業経営研究所（担当：学術文化課）

〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1

Email: sankei@kumagaku.ac.jp

TEL: 096-364-8731（直通）/ FAX: 096-364-5201（専用）

[月～金曜日] 8:45～17:15（12:30～13:30）は除く